

# 「休日確保型」試行工事における労務単価等の補正

- 港湾においては、これまで港湾5職種を除く労務単価のみ補正を行ってきたが、港湾5職種の労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率についてもそれぞれ補正を行う。
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。)

## 適用積算基準別経費補正一覧

適用積算基準	経費補正係数	労務単価 1.05	機械経費（賃料） 1.04	共通仮設費率 現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準（※3）	○	○	○	○ 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03
土木工事積算基準（※2）	○	○	○	○ 共通仮設費率1.04 現場管理費率1.06
空港請負工事積算基準	○	○	○	○ 共通仮設費率1.03 現場管理費率1.04

※赤字令和3年度改定

## 【補足事項】

- 令和3年度に公告を行う試行工事より適用。
- 港湾の試行工事では4週8休以上達成のみ適用
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の、主たる工種の間接工事費率を適用判断基準は、金額による
- 港湾5職種とは、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員である。